5　前号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

6　認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

7　総務大臣は、前号の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

別表第一　開設計画に記載すべき事項

一　特定基地局の整備計画に関する事項

1　次に掲げる無線局の開設数に関する年度（認定日の属する年度から認定日から起算して五年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。）の末日ごと及び都道府県ごとの計画

(一)　特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）

(二)　特定基地局（屋内等に設置するものに限る。）

(三)　高度ＢＷＡ基地局

2　次に掲げる人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画

(一)　第四項第一号に規定する総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率

(二)　別表第三の二1に規定する高度ＢＷＡ基地局の人口カバー率

3　高度ＢＷＡ基地局の運用の開始に関する計画（高度ＢＷＡ基地局の無線設備の信号の伝送速度並びに高度ＢＷＡ基地局に用いる空間多重方式及びキャリアアグリゲーション技術に関する計画を含む。）

二　開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項

1　特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠

2　特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠

3　特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠

三　電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

1　申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画

2　特定基地局の運用に必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の調達及び工事に関する計画及びその根拠

3　当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画及びその根拠

4　電気通信主任技術者（電気通信事業法第四十五条第一項に規定する電気通信主任技術者をいう。以下同じ。）の選任及び配置に関する計画及びその根拠

5　当該電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画及びその根拠

四　財務的基礎に関する事項

1　特定基地局の運用による電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下同じ。）により生ずる収益に関する年度ごとの見通し及びその根拠

2　当該電気通信事業に係る電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）の契約数に関する年度ごとの見通し及びその根拠

3　特定基地局に係る設備投資の額その他当該電気通信事業に要する費用に関する年度ごとの見通し及びその根拠

4　当該電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠（注一）

5　当該電気通信事業に係る損益及びキャッシュ・フローに関する年度ごとの見通し及びその根拠

五　業務執行体制の整備に関する事項

1　法令遵守のための対策（2及び3の対策を除く。別表第二の六において同じ。）及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画及びその根拠（注二）

2　個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画及びその根拠（注三）

3　電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画及びその根拠（注四）

六　混信等の防止に関する事項

1　特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信バースト長及び送信バーストの送信時刻

2　次に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）及び法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（別表第二の七において「既設の無線局等」という。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画及びその根拠

(一)　二、五九五ＭＨｚを超え二、六二五ＭＨｚ以下の周波数を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

(二)　二、六六〇ＭＨｚを超え二、六九〇ＭＨｚ以下の周波数を使用する設備規則第四十九条の二十三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯移動衛星通信を行う無線局

(三)　第三項第三号に規定する人工衛星の無線局

七　電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対する、電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠

八　電波の能率的な利用の確保に関する事項（既存事業者以外の者の申請に当たっては次の1に掲げる事項に限る。）

1　特定基地局の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠

2　指定済周波数における電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠

3　別表第二の九に定める基地局の運用の開始に関する計画（当該基地局の無線設備の信号の伝送速度並びに当該基地局に用いる空間多重方式及びキャリアアグリゲーション技術に関する計画を含む。）

4　別表第三の二6(一)及び(二)に掲げる値により定める人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の都道府県ごとの開設数を含む。）

九　申請者の条件に関する事項

別表第二の十の要件を満たすことを示す旨（注五）

十　一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠

注一　申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の当該計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類等を添付すること。

二　法令遵守に係る内部規程がある場合は、添付すること。

三　個人情報保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

四　電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

五　申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員（組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）、申請者の議決権を保有する法人又は団体の名称とその保有割合並びに申請者の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等の名称を示す書類を添付すること。